

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	米子市住吉体育館	旗ヶ崎七丁目17番36号	体育館					
	アリーナ部分			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s=0.3$ $q=0.93$			除却済
	下屋部分			一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{so}=6.88$ $C_{tu} \cdot SD=5.17$			除却済
2	米子市加茂体育館	河崎3270-2	体育館					
	体育館部分			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s=0.35$ $q=1.09$			改修済
	管理棟部分			一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{so}=4.17$ $C_{tu} \cdot SD=3.08$			改修済
3	米子市水道局庁舎	米子市車尾123	事務所	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s=0.38$ $q=1.25$			除却済
4	米子市水道局車尾水源地管理本館・ポンプ場	米子市車尾123	事務所	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$GIS=0.59$ $Q_u / \alpha \cdot Q_{un}=0.73$			除却済

耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u / \alpha \cdot Q_{un}$ かつ $G I_s < 1.0$
			$1.0 \leq G I_s$

I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じることや倒壊するおそれは少ないとされています。

(※) 特記無い限り、 $Z=0.9$ 、 $G=1.0$ 、 $U=1.0$ 、 $R_t=1.0$